

政令第 号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十六条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、揮発性有機化合物排出施設を設置している者に対し、揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法、揮発性有機化合物の処理の方法、揮発性有機化合物濃度並びに法第十七条の四第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、揮発性有機化合物排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、揮発性有機化合物排出施設及びその関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第二項に規定する揮発性有機化合物排出施設を設置する者に対しては、法第十七条の十、第二十三

条第二項又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

第十三条第二項中「工場に係るもの」の下に「並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項並びに第十七条の十二第二項において準用する法第十一条及び第十二条第三項の規定による届出の受理に関する事務
- 二 法第十七条の七及び第十七条の十の規定による命令に関する事務
- 三 法第十七条の十二第一項において準用する法第十条第二項の規定による期間の短縮に関する事務
- 四 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務
- 五 法第二十七条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務
- 六 法第二十七条第四項の規定による要請に関する事務
- 七 法第二十七条第六項の規定による協議に関する事務
- 八 法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

理由

大気汚染防止法第二十六条第一項等の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設を設置している者に係る報告及び検査について所要の事項を定める等の必要があるからである。